

全国保健所長会長表彰規程

1. 趣 旨

全国の保健所は、国民の公衆衛生の向上のための第一線機関として一貫した努力を続け、今日見るような幾多の輝かしい業績をあげてきたが、それは保健所長を始めとする全ての職員の並々ならぬ努力によるものであった。

全国保健所長会は、本会設立の趣旨に鑑み、これら職員のうち保健所に永年勤務し、担当業務に精励し、地域の公衆衛生の向上に貢献が顕著と認められる者に対し、その労をねぎらうと共に、益々保健所の使命達成に貢献してもらうことを目的に表彰を行うものである。

2. 表彰の方法

表彰は、本会総会において、表彰状及び記念品を授与して行う。

3. 表彰の対象者

保健所業務に通算20年以上精励した者で、功績顕著な保健所職員（保健所長は除く）とする。ただし、今日まで本会及び大臣表彰（感謝状を含む）以上の表彰を受けたことのない者とする。

4. 表彰候補者の推薦

都道府県、2以上の会員を有する指定都市及び特別区の保健所長会の会長は、それぞれ表彰候補者1人（16以上の会員数は2人）を選定し、別紙「表彰候補者調書」により、本会会長あて推薦するものとする。

5. 被表彰者の決定

被表彰者は、選考委員会において、推薦された表彰候補者の中から選考し、決定する。

6. 選考委員会

選考委員会は本会会長と、会長が理事の中から指名した3人の選考委員で構成し、委員長は、本会会長を持ってあてる。

附 則

この規定は、平成11年3月16日にその一部を改正し、同日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年3月13日にその一部を改正し、同日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年9月16日にその一部を改正し、同日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年2月24日にその一部を改正し同日から施行する。

